

平成30年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

平成30年12月12日（水曜日）

議事日程 第4号

平成30年12月12日（水曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第64号 玉村町景観条例の制定について
 - 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第64号 玉村町景観条例の制定について
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
10番	石川眞男君	11番	宇津木治宣君
12番	石内國雄君	13番	高橋茂樹君

欠席議員（1人）

9番	浅見武志君
----	-------

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後2時30分開議

◇議長（高橋茂樹君） 9番浅見武志議員は本日欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

本日午前11時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

閉会中の継続審査の申し出について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 議案第64号 玉村町景観条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、議案第64号 玉村町景観条例の制定について。この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

[総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇]

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） それでは、総務経済常任委員会審査報告を行います。

議案第64号 玉村町景観条例の制定についての審査報告を行います。

12月4日、本会議において町長から提案説明があった議案第64号について都市建設課に補足の説明を求めました。

補足説明。1、制定の理由。ふるさと感じさせる利根川や烏川などの水辺、上毛三山を眺望する田園風景や宿場町としての繁栄を今に伝える旧日光例幣使道の町並みなど、玉村町が持つ独自の景観資源を守り生かした景観の形成を行うため景観計画及び景観条例の制定を行う。

田園風景の中に建築物が建つ場合、景観計画がなければ色や高さ、位置などに全く配慮しない派手

な色、デザインのものもが秩序なく建てられることも考えられますが、景観計画による基準を設けることで、周囲との調和を図ってもらうことが可能となる。

景観計画は平成28年度の住民アンケートに始まり、全課長で組織された庁内会議、学識経験者、関係団体などで組織された景観計画策定委員会において2カ年にわたり協議、検討されてきた。景観計画を実行に移すためには、条例を定める必要がある。

2、景観づくりの考え方。現在の取り組み（群馬県景観条例に基づく景観づくり）。県全域において、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある大規模な建築物（高さ15メートルまたは建築面積1,000平方メートル超）の建築などを届け出の対象とし、大規模行為景観形成基準によって審査することで、景観に対する著しい影響を抑える仕組みとなっており、玉村町においては、町全域に対して一律に適用されている。

今後の取り組み（玉村町景観計画と玉村町景観条例に基づく景観づくり）。玉村町景観計画と玉村町景観条例に基づき、町の実情に応じた良好な景観づくりを進めるため、町全体を3つのゾーンに分け、ゾーンごとに、届け出が必要となる建築物の建築などの行為（届け出対象行為）を決め、守ってもらいたい基準（景観形成基準）に適合するよう誘導する。

3、景観計画の概要。町全体を田園居住ゾーン（市街化調整区域）、市街地ゾーン（市街化区域）、玉村宿重点景観形成ゾーン（玉村八幡宮周辺及び旧日光例幣使道周辺）の3つのゾーンに分け、ゾーンごとに届け出対象行為を定め、景観形成基準を定める。

届け出対象行為。群馬県景観条例との主な変更点は届け出対象行為の規模である。現在は玉村町全域で高さ15メートルまたは建築面積1,000平方メートルを超えるものを届け出対象としているが、条例施行後は、田園居住ゾーンは高さ15メートルまたは建築面積500平方メートルを超えるもの、玉村宿重点景観形成ゾーンは建築面積10平方メートルを超えるものに変更となる。なお、市街地ゾーンについては県条例との変更はほとんどない。ゾーン別の届け出対象の行為は下記の表のとおりであります。

景観形成基準。景観形成基準については、群馬県景観条例の基準を参考に作成したため、内容が大きく変わることはないが、色彩の基準については、抽象的な表現からマンセル値を使用した具体的な数値に置きかえている。また、玉村宿重点景観形成ゾーンにおいては、建築物の階数について、できる限り3階建てを超えないようにすることという基準を設けている。

景観条例の概要については、以下記載したとおりでございますので、後ほどお読みいただきたいと思っております。

施行日については、平成31年4月1日でございます。

また、経過措置として、次に該当する場合は、届け出に係る規定は適用しないこととなっておりますので、読み上げます。

田園居住ゾーン及び玉村宿重点景観形成ゾーン。施行日時点で現に着手している行為。施行日前に

建築確認申請済みであり、かつ平成31年5月31日までに着手する行為。施行日前に群馬県景観条例に基づく大規模行為の届け出がなされ受理通知を受けた行為。

市街地ゾーン。施行日時時点で現に着手している行為。施行日前に群馬県景観条例に基づく大規模行為の届け出がなされ受理通知を受けた行為。

以上のような説明の後に委員から活発な質疑が出されました。慎重な審議、その後表決となったわけですが、主なものを二、三紹介して、以下は後で確認をいただきたいと思います。

宇津木委員からは、ゾーンが3つに分かれているが、市街地ゾーンと田園居住ゾーンについては県の基準とさほど変わらないということかという質問がございました。都市建設課の係長からの答弁はそこに記載したとおりでございます。

それと、石内委員から、玉村宿重点景観形成ゾーンは届け出対象建築物を10平米超としているが、その理由は。やはり担当係長からの答弁は、記載のとおりでございます。

以下いろいろありますが、後で確認をしていただきたいと思います。

おもな討論といたしまして、賛成討論として宇津木委員、三友委員からもありました。その討論の内容ですが、宇津木委員からは、総括質疑でさまざまな疑問がなされたが、本日の委員会審議を通して相当なものが回答された。ただし、運用に当たっては住民の理解を得ながら慎重にやっていただきたいということで賛成をいたします。

三友委員からは、景観条例をつくって運用していくことになりましたが、町民の意見を聞きながら、これから育てていくような観点を持ってこの条例を運用していただきたいと思いますと、そういう意見がございました。

表決いたしまして、本委員会は表決の結果、全会一致で原案どおり可決となりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第2 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

○日程第3 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。

○追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務経済常任委員長から、目下委員会において調査中の事件につき、玉村町議会規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その

他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 12月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月4日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。13議案全てにご議決、ご同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、一般質問においては、10名の皆様からご質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは十分尊重し、研究を重ねていきたいと考えております。

さて、現在、平成31年度の予算編成に取り組んでおります。財政運営は厳しい状況が続いておりますが、事業の緊急度や優先度を考慮しつつ、限られた財源や人員の中でも本町が将来にわたって町民にとって安全で安心して暮らしやすい魅力がある町となるよう、継続的、有効性のある施策を計画し、実施に向けて進めていきたいと考えております。

結びに、これから寒さがますます厳しくなり、本格的な冬を迎えますが、議員の皆様方には健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成30年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月4日に開会し、本日までの9日間にわたり、条例の制定や一部改正、あるいは平成30年度の一般会計や特別会計の補正予算、当町の教育行政にかかわる人事案件等の議案が慎重審議されました。また、一般質問においては10人の議員がさまざまな観点から町政をただすなど、まことに意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問等の際に議員からありました意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

結びに当たり、来るべき平成31年が玉村町にとりまして、さらに飛躍、発展する輝かしい年となることを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位におかれましては、これから年末に向け何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成30年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後2時48分閉会